

松江市ガス事業譲渡契約履行状況確認の実施方法等

【根拠規定等】

松江市ガス事業譲渡に関する契約書第15条(譲受者の譲渡日以降の誓約事項)

- 松江エナジープラス(株)(以下、「ME+」)遵守事項を22項目規定。(詳細は後述)
- 市の請求に応じ、ME+は契約履行状況等に係る報告書の提出義務あり。
- 報告期間は譲渡後3年間と規定 → 料金据置期間にあわせ**5年間**の報告を求める方向でME+承諾。

【確認手法・体制等】 金沢市の実施状況を参考に検討

項 目	実 施 計 画
確認体制	①譲受者から 報告書 提出 ②報告書について外部有識者へ意見確認(有識者から 意見書 提出) ③市・ME+で構成する 情報交換連絡会 を開催(②を踏まえ対面確認) ④市議会へ確認結果を 報告 し、 公表
外部有識者	①草薙 真一 氏(兵庫県立大学教授、元 本市譲渡先選定委員会会長) ②花形 泰道 氏(松江商工会議所専務理事)
実施頻度、 実施時期	・ 年1回 実施 ・ ME+株主総会(6月予定)後、7月中を目途に 情報交換連絡会 開催 → 結果を9月議会において報告 ・ 初回はR8.7月実施(事業譲渡直後の状況確認)、最終回(第6回)はR13.7月実施 (R12年度(譲渡後5年目)決算後の状況確認) ・ 報告義務期間3年経過後の規模縮小については今後調整 (例:報告事項のうち軽微なものの報告省略、外部有識者の見直し 等)